

新型コロナウイルス感染症の病理解剖業務における感染予防策の考え方

【本文書の目的】

新型コロナウイルス感染症の病理解剖業務においては、パンデミック当初より、「新型コロナウイルス感染症等に関する日本病理学会の病理解剖指針」が示されており、各施設では同指針に基づいて病理解剖業務を実施してきた。今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）が示され、令和5年5月8日から、**新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については個人や事業者の判断に委ねることを基本**とし、政府は個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととされた。これを承けて、新型コロナウイルス感染症の病理解剖業務における今後の感染予防策についての考え方を整理する。

【病原体の特徴と感染伝播様式】

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の病原体としての特徴と感染伝播様式については下記のように考えられており、このようなウイルスの特徴は今後直ちに変化するとは考えにくい。

- SARS-CoV-2の主要な感染経路としては、（1）飛沫感染、（2）エアロゾルによる感染（従来の概念的な飛沫感染よりは長距離・長時間、滞留する粒子により起こる感染）、（3）接触感染が考えられている。飛沫に含まれる水分が蒸発したあとに残る飛沫核は室内全体に広範に拡散、長時間滞留して空気感染（飛沫核感染）を引き起こすが、SARS-CoV-2の空気感染は一般的な条件では起こりにくいと考えられている。
- 2023年3月末時点においてSARS-CoV-2変異系統は、B.1.1.529系統とその亜系統(オミクロン)が支配的であり、以前の系統と比較して感染・伝播性が非常に高いが、病毒性は低下し、重症化する症例の割合は低下した。ただし、死亡例は一定割合発生しており、感染者数の増加にともない死亡者数も増加してきた。
- 感染・伝播性が非常に高いオミクロンの発生以降は、医療機関におけるクラスター・集団感染等の発生数は急増している。
- オミクロンは、免疫逃避能を有しワクチン・医薬品（特に中和抗体医薬）へ抵抗性を示す新たな変異系統が継続的に発生しており、今後も新たな変異による機能変化が出現する可能性がある。

【新型コロナウイルス感染症確定例の病理解剖業務における感染対策の考え方】

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと変更された後も、ウイルスの特徴が大きく変わることは考えにくく、市中では一定の流行が繰り返されることが想定される。
- 一般診療においても、感染者もしくは感染が疑われる者の診療等において、エアロゾルに曝露する可能性を考慮すべき状況では、N95 または同等品のマスクの着用が求められる。また飛沫予防策としてアイシールド、ゴーグル、フェイスガードによる目の粘膜防護が求められる。感染者もしくは感染が疑われる症例の遺体の取り扱いについても上記同様の対策を講じることが求められる。
- 以上のような状況を踏まえ、感染性ウイルスが存在する可能性のある体腔内の臓器に切開や切削等を加える新型コロナウイルス感染症患者の病理解剖では、標準予防策に追加して接触・飛沫予防策とエアロゾルによる感染への対策を講じることが推奨される。
- 接触・飛沫予防策とエアロゾルによる感染への対策の具体的な内容については、各施設の判断に依るが、通常の病理解剖業務で使用する PPE（ガウン、防水エプロン、手袋、アームカバー、キャップ、長靴等）の着用に加えて、飛沫対策として目の防護具の着用（アイシールド、ゴーグル、フェイスガード）とエアロゾルによる感染の予防として N95 マスク（もしくは同等品）の着用が望ましい。

【新型コロナウイルス感染症以外の病理解剖業務における感染対策の考え方】

- 原則として、基本的な感染対策である標準予防策を講じた病理解剖業務を実施すべきである。基本的な PPE 装着や適切な解剖室の換気、適切な解剖後手指衛生は、新型コロナウイルス感染症の有無に関わらず全ての解剖業務において実施することが重要である。
- 地域の流行状況によっては、医療機関ごとの判断で新型コロナウイルス感染症以外の症例（生前に新型コロナウイルス感染症を疑う症状を認める症例等）について病理解剖前のスクリーニング検査を実施することを考慮しても良い。ただし、盲目的に全ての病理解剖において事前の検査陰性確認を求めることは控えるべきである。

参考資料：

- ◆ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第5版（一般社団法人 日本環境感染学会）
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて（令和5年1月27日厚生科学審議会感染症部会）
 - ◆ 医療機関と高齢者施設における新型コロナウイルス対策についての見解 — 感染症法上の類型変更を見据えて — 令和5年3月8日新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザリーボード資料
- 問1 医療機関や高齢者施設において、日常的にマスクを着用する必要がありますか？
問4 感染者の診療やケアにあたる際には、どのような感染対策が求められますか？
問7 感染が確定していたご遺体からの感染予防は必要ですか？
問10 新規の入院または転院患者に対するスクリーニング検査を実施すべきですか？